

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な経営統治体制の整備や施策を実施することであり、経営上の最も重要な課題と位置付けております。この目的を実現するために、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。また、次の各号に定める事項をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

- (1) 株主の権利及び平等性の確保に努める。
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4) 取締役会等がその役割及び責務を適切に果たすように努める。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行うよう努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-2

当社は、今後招集通知の早期発送に努めてまいります。また、当社は現在、招集通知に記載する情報は招集通知の発送日にTDnetに公表しておりますが、今後、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや当社のウェブサイトにおいて公表できるような体制を整えていくことを検討してまいります。

補充原則1-2-4

当社は現在、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえ、こうした環境作りや英訳の必要性について検討してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実(v)】

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。社外役員以外の取締役及び監査役の選任及び指名については、現時点では「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴のみを記載しており、個々の選任理由を記載しておりませんが、次回以降の株主総会の「株主総会招集ご通知」においては、これに加えて、社外役員以外の取締役及び監査役の選任及び指名についても個々の選任理由を記載することを検討してまいります。

補充原則3-2-1

当社は現在、外部会計監査人候補を選定し外部会計監査人を評価するための基準を策定しておりませんが、今後監査役会で基準を策定いたします。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2-1

当社の経営陣の報酬については、現在、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたものとはなっておりません。自社株報酬の付与も含め、今後検討してまいります。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会は設置しておりませんが、社内取締役5名、社外取締役2名と、取締役会それ自体について独立した客観的な立場からの意思決定を行うためのバランスがとれた構成になっていると考えております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-3

当社は現時点において、取締役会評価を実施しておりませんが、今後、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析及び評価を行い、その結果の概要を開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針)

当社は現在、政策保有株式としての上場株式は保有しておりませんが、今後これを取得・保有する場合には、取引先との関係強化等による企業価値の向上を目的として、取得・保有することを方針としております。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、当社及び投資先企業双方の企業価値向上に資する方向で行使することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

取締役は、関連当事者の把握と更新を行い、競業取引または会社との取引を行おうとする場合には取締役会の承認を必要としております。また、競業取引または会社との取引を行った取締役は、その取引につき重要事項を遅滞なく取締役会に報告することとされています。当社と支配株主との取引等を行う場合は、取締役会において、取引内容及びその条件の妥当性について審議をし、その可否を決議することとしており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外においても、会社の意思決定の透明性及び公正性を確保し、実質的なコーポレート・ガバナンスを実現するための情報発信を行います。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「人材サービス提供による営業支援を事業の中核と捉え、高い付加価値の創造と提供をテーマに人材サービス・営業支援の可能性を追求し続け、お客様の頼れる事業パートナーとして共に成長する企業を目指す」ことを経営理念としております。具体的には、人材を販売や営業現場に派遣するだけではなく、セールスマーケティング分野における現場の担い手としてセールスプロモーション企画の立案、コンサルティングから人材募集、研修開発、人材育成、調査レポート作成、販売受託事務局運営、労務管理、成果追求までを一括して請負う「成果追求型営業支援」を通じてクライアントのマーケティングパートナーとなることを目指しております。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、経営環境、業績、同業他社の状況、取締役個人の成果等を加味し、決定することとしております。当社の取締役の報酬は、上記方針に基づき、取締役社長が、株主総会にて定められた範囲内で、原案を策定し、取締役会がこれを決定することとしております。

(iv) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者と
する原案を策定し、取締役会がこれを決定することとしております。
監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者と
する原案を策定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会がこれを決定することとしております。当社の監査役のうち最低1名は、財務及び会計
に関する適切な知見を有している者であることを基本としております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務(1)】
補充原則4－1－1
取締役会では、1)会社法及びその他の法令及び定款に定める事項、2)その他経営上の重要な事項として取締役会規程に定められた事項につ
いて決議しております。これらの事項以外の事項については、経営陣に委任しております。

【原則4－8. 独立社外取締役の有効な活用】
当社は独立性の高い社外取締役を2名選任しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、その人格、見識、能力、当社との関
係性その他の事情を鑑み、独立且つ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できると認められる者を独立社外取締役の候補者とし
て選定するものとしております。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11－1
取締役会は、意思決定の迅速性を担保すべく、取締役の人数を7名以内とし、また、その役割及び責務を実効的に果たすための知識、経験及び
能力を全体としてバランス良く備えるべく、性別、年齢、バックグラウンド、技能、その他取締役会の構成の多様性に配慮することとしております。

補充原則4－11－2
取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、兼任状況については毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4－14－2
新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役
割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることとしており、取締役及び監査役に対して、取締役及
び監査役の義務及び責任に関する必要な知識を習得させるために外部講師等による研修を行うこととしております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うこととして
おり、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組みに関する方針を以下のように定めております。

- 株主との建設的な対話を促進するための方針
1. 株主との対話の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で合理的な範囲で取締役社長が面談に臨むことを基本と
する。
 2. 取締役社長が株主との対話全般についてその総括を行い、建設的な対話の実現を図る。
 3. 社長室(IR担当部署)、経理財務部は、株主との建設的な対話に関連する事項について日常的に情報交換するなど、対話促進に向けて有機
的 な連携体制の構築を行う。
 4. アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催、自社ホームページを活用した株主向けの情報開示などを適宜行う。
 5. 対話において把握された株主の意見及び懸念は、その重要性に応じ、取締役会及び3. の関連各部署に適宜共有する。
 6. 対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規則を遵守するものとし、インサイダー情報の管理を徹底する。
 7. 必要に応じ、株主構造の把握を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
野村信託銀行株式会社(信託口2052116)	5,535,600	30.93
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026	2,148,000	12.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,133,500	11.92
株式会社ダッチパートナーズ	2,120,000	11.85
管理信託(A001)受託者株式会社SMBC信託銀行	1,428,400	7.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	761,800	4.26
野村信託銀行株式会社(投信口)	445,400	2.49
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	215,200	1.20
安井 豊明	203,100	1.13
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN	101,300	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	更新	野村信託銀行株式会社(信託口2052116)、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、管理信託(A001)受託者SMBC信託銀行株式会社
親会社の有無	なし	
補足説明	更新	

野村信託銀行株式会社(信託口2052116)、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0700026、管理信託(A001)受託者SMBC信託銀行株式
会社の全所有株式については、信託契約に基づいて委託者兼受益者である新井隆二氏が信託したものであり、議決権行使に関する指図者は同
氏であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引等を行う場合は、取締役会において、取引内容及びその条件の妥当性について審議をし、その可否を決議することとしており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことに留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 8 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上村 隆史	その他											
古賀 哲夫	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村 隆史	○	——	労働省(現厚生労働省)において労働行政に長期にわたり関わってきた経験を生かし、当社の労働問題、労働者派遣法等関係法令に関する助言、指導につき社外取締役としての役割を果たすことが期待されることから、社外取締役に選任したものであります。 (独立役員に指定した理由) 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
古賀 哲夫		同氏は過去において、当社の主要な取引先である東日本電信電話株式会社の取締役に就任しておりましたが、同社との取引は一般事業者としての通常の取引であること並びに既に同社の取締役に選任していることから、社外取締役としての独立性を損なうものではないと判断しております。	経営者としての豊富な経験を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に生かすことが期待されることから、社外取締役に選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査及び監査役監査の実施に当たっては、内部監査室と監査役との間で相互報告を実施するほか、監査法人から内部監査室とともに監査方法と監査結果に関する報告を受け、情報を共有することで、三者間の連携を図っております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#) 2 名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
立石 和義	税理士													
松田 孝子	弁護士													
中島 公男	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
立石 和義	○	——	税理士としての資格を有し、会計・税務に関する専門的知見を有していることから社外監査役として選任しております。 （独立役員として指定した理由） 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
松田 孝子	○	——	弁護士としての資格を有し、法律に関する専門的知見を有していることから社外監査役として選任しております。 （独立役員として指定した理由） 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
中島 公男		——	労働行政に関する専門的知見を有していることから社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#) 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与が人や組織に行動を促す動機付けになる事は十分に認識しておりますが、現段階では実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役の報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポートについては、社長室を中心に全部門が協力する体制としており、関係部署が資料等の提供を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)
当社の取締役会は、取締役7名で構成されており、月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役3名が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。
(監査役会)
当社の監査役会は監査役3名で構成されており、監査役は、すべて社外監査役であります。監査役会は、月1回の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を適宜開催し、意見交換等を行っております。また、各監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて各監査役の立場から意見を述べることにより、経営に関する監査機能の強化を図っております。なお、監査役立石和義は、税理士の資格を有しております。また、監査役松田孝子は弁護士資格を有しております。
(内部監査室)
当社の内部監査室は2名で構成されております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたり、定時及び臨時に内部監査を実施し、適法性の面からだけでなく、妥当性及び効率性の改善に関する指摘・指導をしております。
(総合戦略会議)
当社では、常勤取締役、各部門・拠点責任者からなる総合戦略会議にて法令遵守について都度確認、啓蒙し、各部署責任者が所属部門員に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。総合戦略会議では、直近の事業環境・業績動向の分析や今後の営業戦略等の重要事項の協議・共有を行っております。また、常勤監査役も臨席して、業務執行状況を監視しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は「監査役設置会社」形態を採用しており、取締役7名、監査役3名のうち、社外取締役として2名、社外監査役3名を選任しております。それぞれ独立した立場から経営監視、監査機能が働いていることから、現在の体制は有効であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定

当社は8月決算であり、株主総会集中開催日は特段ないものと認識しております。なお、直近の定時株主総会は平成27年11月27日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

当社では、株主や投資家の皆様に適時適切な情報開示及び説明責任を十分果たすことは上場会社の責務であり、コーポレートガバナンスの観点からも不可欠と考えております。したがって、当社は、(1)責任あるIR体制の確立、(2)充実した情報開示の徹底、(3)情報開示体制の確立を基本姿勢にIR活動を推進することにより、透明性の高い経営を行っております。

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

年2回(4月・10月)アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、事業・業績概要や今後の見通し等について説明を行っております。

あり

IR資料のホームページ掲載

適時開示資料を掲載するとともに決算説明補足資料を四半期毎に掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

社長室をIR担当部署としております。
IR事務連絡責任者は社長室長 飯島幸一であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ステークホルダーの保護及び取引の公正性の観点から、関係法令及び取引所が定める適時開示規則等を遵守し、投資判断の根拠となる情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針としております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社では、コーポレート・ガバナンスの一環として法令を遵守しつつ、業務運営が適正に行われるよう以下のとおり内部統制システム構築に関する基本方針を定めております。

- 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、当社グループのコンプライアンス管理体制を整備しコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図る。また、その実践のため企業理念及び諸規程・マニュアル等を制定する。
 - (2) 当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適法性を確保する。
 - (3) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務遂行に係る情報を文書または電磁的記録媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、

常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び子会社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門・子会社においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、全社のリスクを網羅的・総合的に管理する。
 - (2) 当社及び子会社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、当社及び子会社の損失を最小限に抑えとともに早期の現状回復に努める。
- 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の手続き及び取締役会の権限範囲等は取締役会規程で明確にする。
 - (2) 子会社は会社の規模に応じて取締役会を毎月若しくは少なくとも四半期に1回以上開催し、当社の社長室が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (3) 取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織規程及び職務分掌規程を定めるとともに、取締役の職務遂行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図ることを目的として、職務権限規程を定める。
 - (4) その他社内規程を整備することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (5) 当社は、経営計画を適正に策定・運用するため、予算管理規程を定める。同規程に則り、取締役会において中期経営計画並びに単年度予算を策定するとともに、原則として事業年度毎に1回、中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
 - (6) 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
- 当該会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は「関連会社管理規程」を定め、当社の子会社における経営上の重要事項の決定を事前承認事項とすること等により、グループ全体の経営管理を行う。
 - (2) 当社は、内部統制の構築を目的として内部統制委員会を設置し、当社及び当社の子会社における内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築する。
 - (3) 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
 - (4) 当社の内部監査室は、グループ全体の法令・定款及び社内規程の遵守体制の有効性について監査を行う。また、是正・改善の必要がある場合、すみやかにその対策を講じるように適切な指摘や指導を行う。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに指示に対する実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社は、監査役の要求を受けた場合に補助使用人を置き、監査役の職務の補助を行う。
 - (2) 監査役より監査業務に必要な業務指示・命令を受けた使用人は、その業務指示等に関して、取締役の指揮命令を受けないこととする。
- 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役を取締役会及びその他重要な会議に招集し、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況を報告することとする。
 - (2) 内部監査部門が実施した監査結果を監査役に供覧することとする。
 - (3) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
 - (4) 当社は、内部通報規程等の社内規程において、使用人が監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取り扱いを受けることが無く、また不利益処分の対象となることがないように明示的に定める。
- 監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済等の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査役会規程を定める。監査役は同規程に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。
 - (2) 監査役は、必要に応じて取締役及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役社長、内部監査室、監査法人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。
 - (3) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他アドバイザーを任用しその費用を当社に請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、反社会的勢力排除については、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から極めて重要であると認識しており、その排除に向け、以下

- のとおり基本方針を定めているとともに、具体的な対応策として、反社会的勢力対応規程を整備しております。
- 1.「反社会的勢力対応規程」に則り、反社会的勢力による不当要求に対しては、担当者や担当部署だけでなく、組織全体として対応する。
- 2.反社会的勢力による不当要求に対応する職員的安全を確保する。
- 3.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、特殊暴力団防止対策連合会、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- 4.反社会的勢力とは関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- 5.反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- 6.反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- 7.反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

